

第44回児童福祉審議会子ども育成分科会

日 時：令和元年6月27日（木）9：30～10：45

場 所：はぐくみかん 5階 会議室4

出席委員（50音順、敬称略）：岩波啓之、児山秀一、新保幸男、檜山直春、宮田丈乃

欠席委員（50音順、敬称略）：久保山茂樹、小谷亜弓

事務局：（幼保児童施設課）葛貫課長、小澤係長、横山

（こども育成総務課）島田課長、新倉係長

傍聴者：3人

1 開 会 （事務局）

- ・委員7名中過半数の出席により会の成立の報告
- ・配付資料の確認

2 議 事 （会長による議事進行）

- ・会 長：今回の議事4件は、4月18日開催の全体会で諮問を受け、本分科会において審議することとなった条例の見直しに関する案件である。

（1）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

○事務局（こども育成総務課）【資料2-1】【資料2-2】により説明

- ・A 委 員：【資料2-1】（2）の専用区画の面積基準に関する経過措置は引き続き行なわれるとのことだが、現在、基準を満たしていないのは何クラブあるのか。

事 務 局：10クラブである。

- A 委 員：その学童クラブの今後の見通しはどうか。基準を満たしていない状況が続くのであれば、新規に増やすことや部屋を広げるなどが必要ではないか。2～3年で改善できるようであればよいが、今後の見通しを立てていただきたい。

事 務 局：国の基準が児童にとって最適な環境であると捉えている。経過措置開始当初は16クラブであったが、10クラブに減った。クラブ側でも経過措置について意識しており、今後も減っていくと考えられる。

- A 委 員：丁寧な指導をお願いしたい。

- ・B 委 員：【資料2-1】（3）の放課後児童支援員認定資格研修の修了に関する経過措置があるが、学童クラブ数が増えてきている中、受講しない職員はいるのか。

事 務 局：経過措置期間であった過去5年間、市から受講を促してきた。今までで計243名の受講者数となっている。中には退職した人もいるが、現在、放課後児童支援員は約290名である。新しく学童クラブに採用された職員へ、どのように対応するかは課題である。

国は社会保障検討審議会で検討しており、経過措置の延長を視野に入れている

ことが中間報告であった。今後の厚生労働省令と他市の動向を注視し、適切に対応する。

- ・ C 委員：利用者は、放課後児童支援員認定資格研修の修了者か否かがわかるのか。
- 事務局：現在、保育士免許の取得等があれば放課後児童支援員認定資格研修が修了していなくても、放課後児童支援員として勤務できる。特段、区別はしていない。
- ・ 会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

○事務局（幼保児童施設課）【資料3-1】【資料3-2】により説明

- ・ A 委員：【資料3-2】(2)の④と⑦の違いは何か。
- 事務局：連携施設とは、保育内容の支援、代替保育、卒園後の受け皿の3つの役割が条件としてある。
④は、そのうちの卒園後の受け皿だけ例外的に確保しなくてもよいとなっている。ただし、定員20人以上の企業主導型保育事業施設か市が運営費支援等を行う認可外保育施設を、受け皿に代わるものとして確保しなくてはならない。
⑦は、本市は認めていないが、事情によって連携施設に必要な3つの条件の全てを確保しなくてもよいとしている。
- A 委員：⑦は、連携施設の3つの条件を確保しなくてもよいことが5年間延長され、④は、保育内容の支援、代替保育は5年間の経過措置があるが、卒業後の受け皿だけ経過措置がないということの違いか。
- 事務局：⑦は、そうだが、かなりの特例のため本来はないと考える。
④は経過措置ではなく、卒園後の受け皿の実態として、3歳以降の認可保育所や幼稚園が確保できず、1、2歳の保育事業ができない自治体があるため緩和措置がとられていると考える。
- A 委員：横須賀市は、連携施設がない家庭的保育事業等はないということによいか。
- 事務局：そうである。
- ・ C 委員：【資料3-1】2(2)の①イ(イ)の食事の提供に係る搬入施設として、市町村が適当と認めるものとあるが、市はどのように認めるのか。
- 事務局：具体的な規定はない。案件ごとに個別に対応していく。
- ・ B 委員：【資料3-1】2(1)の①市の基準は保育士が4分の3以上だが、横須賀市は保育士の人材確保はできているのか。
- 事務局：本市にあるのは、小規模保育事業A型のみで、職員の配置基準は全員保育士となっているが、確保できている。
- ・ 会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

(3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

○事務局（幼保児童施設課）【資料4-1】【資料4-2】により説明

- ・会 長：【資料4－1】2(1)の④の国基準について、わかりやすく説明してほしい。
- 事 務 局：国基準の附則の第5条から8条を簡潔に書いており、登園や降園等の時間帯で、児童が1人だけで職員配置基準が1人になった場合でも、最低2人配置しなければならないが、そのうち1人は保育教諭等の有資格者でなくてもよいこととしている。
- ・会 長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の見直しについて

○事務局（幼保児童施設課）【資料5－1】【資料5－2】及び【資料3－2】により説明

- ・会 長：意見はないため、事務局案のとおりとする。

3 報告事項

(1) 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の改正について

○事務局（幼保児童施設課）【資料6】により説明

- ・会 長：調べによると児童指導員の資格は10項目列挙されているが、今回の改正は、教員免許に「幼稚園」が追加されることと、「大学」とは、「短期大学を除く」ことを明確にするもので、他の8項目に修正はないが、議論するうえで一部分だけでは、わかりづらくなることもあるため、全体像の提示があるとわかりやすく有効的な審議に繋がると思う。
- ・会 長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

4 その他

- ・特になし。

5 閉 会 （事務局）

- ・本日、4つの条例見直し案が決定したため、8月22日午後に予定していた、子ども育成分科会は開催しないこととし、9月に市議会に報告、10月にパブリック・コメントし、12月12日の子ども育成分科会で結果報告し答申を決定していただく予定である。
- ・次回、第45回は、9月19日木曜日、主な議題は、施設の設置・認可等の審議について予定している。

以 上